

2009年3月25日

「知的財産推進計画 2008」の見直しに関する
ビジネス ソフトウェア アライアンス（「BSA」）¹のコメント

1. 私的複製の範囲とソフトウェアの除外

著作権法改正案では、第 30 条に規定される私的使用のための複製の権利制限から、著作権侵害の事実を知りながら行う違法な録音録画物のダウンロードが除外されていますが、ソフトウェアの違法複製物のダウンロードは除外されていません。このアプローチは、BSA にとって深刻な懸念です。違法な録音録画物のダウンロードは第 30 条から除外されるべきであるという結論に至った懸念事項と全く同じ懸念事項がコンピュータプログラムに対し当てはまるのであり、同様に取り扱われるべきです。コンピュータプログラムと録音録画物を異なる取扱とすることは、日本がソフトウェアの違法ダウンロードについて寛大であるという誤ったメッセージを市場に送ることになります。実務上も、ソフトウェア業界が、音楽業界、映画業界及び ISP とが共同して、ファイル共有ソフトを違法に利用した者に対して対策を取ることが困難となるおそれがあります。BSA は、2009 年度、知的財産戦略本部、文化庁、及びその他の関連専門委員会において、第 30 条の適用範囲からソフトウェアの違法複製物のダウンロードを除外すべく再検討していただくよう要請します。

2. 私的録音録画補償金

¹ ビジネス ソフトウェア アライアンス (BSA) は、世界 80 カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSA は急成長を遂げるビジネスソフトウェア 業界をリードする企業で構成されています。1988 年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易や電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSA のメンバーにはアドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、オートデスク、ベントレー・システムズ、CA、ケイデンス・デザイン・システムズ、シスコシステムズ、CNC Software/Mastercam、コーレル、サイバーリンク、Dassault Systèmes SolidWorks Corporation、デル、Embarcadero、Frontline PCB Solutions- An Orbotech Valor Company、HP、IBM、インテル、Intuit、マカフィー、マイクロソフト、Mindjet、Minitab、NedGraphics、PTC、クオーク、Quest Software、Rosetta Stone、SAP、Scalable Software、シーメンス、SPSS、サイバース、シマンテック、シノプシス、テクラ および The MathWorks が加盟し活動を行っています。詳しくは、BSA 日本ウェブサイト www.bsa.or.jp または、BSA 米国本部ウェブサイト www.bsa.org (英語) をご覧ください。

BSA は、これまで私的録音録画補償金制度に対する意見を適宜に提出してまいりました(以前のコメントは <http://www.bsa.or.jp/policy/system.htm> をご覧ください)。

BSA は、補償金の縮小及び廃止という政府の基本的な方向を支持しています。BSA は、補償金の必要性や徴収した補償金の分配について、消費者も多数の疑問を持っており、不安が増加していると考えます。また、BSA は、補償金制度は、効果的な DRM 技術によって管理され、クリエイターを正当に補償することを可能にする魅力的なオンラインコンテンツ配信の迅速な開発及び発展を遅らせると考えます。

BSA は、政府ができる限り速やかに補償金が縮小及び廃止されるようリードし、かつ、この問題について透明性をもって議論するよう求めます。

3. オークションサイトにおける効果的な通知及び削除のガイドラインの制定

BSA は、オークションサイトの運営者、著作権者、及び著作権団体が、円滑かつ効果的な通知及び削除手続のための自主的なガイドラインの制定のため尽力していることに感謝しています。今般、著作権法改正案により、著作権侵害品の頒布の申出をすることが違法になる予定であると理解しています。よって、BSA は、オークションサイトの運営者、著作権者、著作権団体が協力して、プロバイダ責任制限法に基づいたオークションサイトにおける効果的な通知及び削除手続のガイドラインを策定すること、そして政府がこの取組をリードしまた協力することを要請します。

4. フェアユース

BSA は、2009 年度、日本版フェアユースの導入について議論がなされると考えております。まず、BSA は、根本的に日本法制度を改正することが必要であるとの十分な証拠が示されたとは考えていません。著作権の基本的な諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきです。BSA は、政府及び関連委員会が、この問題について公然かつ透明な議論を行い、フェアユースの導入に伴う弊害についても真摯に検討することを求めます。フェアユースはコモンローに由来する考え方であって、特定の事実関係の下で、許諾を受けていない著作物の利用が認められるべきかどうかを判断するという大幅な裁量を裁判官に認めるものです。裁判所は、個別の事案ごとに、使用の性質、著作物の性質、著作物の使用された分量及び実質性、並びにその使用が市場又は著作物の価値に及ぼす影響等のファクターを検討して判断するのです。このこ

とから、当然のこととして、フェアユース法理はかなり複雑なものです。裁判官が判断をするまでは、ある行為がフェアユースに該当するかどうか、誰も確信をもつことができません。成文化されたフェアユースの要件を個別事例に適用するにあたっては、裁判官は膨大な判例の蓄積に指針を求めます。日本のような大陸法系の法制度に、フェアユースのようなコモンローの概念を導入することは困難であり、問題があると考えます。依拠すべき何十年もの判決の積み重ねがない状況では、日本の裁判所はフェアユース規定を適用するにあたって信頼できる指針が乏しい状態に陥るでしょう。結局、フェアユースを日本の法制度に導入することは、これから先何年にも渡って不確実性が増すことになり、著作権者及び著作物の利用者の双方にとって損害となるのではないかと懸念しています。

5. リバース・エンジニアリング

BSA は、政府が、コンピュータプログラムのリバース・エンジニアリングについて著作権の制限規定を検討していると理解しています。BSA は、ソフトウェアに対する著作権保護がイノベーションを促す原動力であり、ソフトウェア産業の成功の要であり続けてきたと考えています。より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると、我々は判断しています。BSA は、現行法の保護範囲を狭めることを正当化するような具体的な問題は確認されていないと考えています。現行法での権利保護規定に関する具体的な問題について何らの証拠も提示されないため、我々は特に懐疑的になっています。開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があります。コンピュータプログラムに関する正確な情報を入手するための最も効率的な方法は、開発者に尋ねることです。そして、著作権法は、開発者からライセンスに基づき情報を入手する、マニュアル及びその他の文書を調査する、(プログラム所有者により提供される) コードを調査する、メッセージを調査し特定のコマンドに対する反応を調査する等の方法の製品解析による情報の入手を妨げているわけではありません。また、逆コンパイルの禁止によって、独自に新規著作物を創作することを妨げられているわけでもありません。EU の制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で、相互運用性を達成するという唯一の目的のためのみに認められています。BSA は、EU

ソフトウェア 指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることに着目しています。即ち、第2の開発者は、ソフトウェアの許諾を受けた複製物を保有しているものであって、相互運用性を確保するために「必要な」情報を入力するために「不可欠」であり、かつ情報が「あらかじめ容易に利用可能でない」場合などの厳格な条件を満たした場合のみ、逆コンパイルを行うことができます。EU又は米国法のいずれも、セキュリティ、デバッグ又は研究目的、その他の目的のために、特段に逆コンパイルを認めているわけではありません。BSAは、日本において、著作権保護を減じることを正当化する明確かつ具体的な証拠なしには著作権の制限を行わないよう要請します。

6. 特許制度の見直し

BSAの会員企業は、特許の保護を強く支持しています。実際、会員企業は技術革新への投資を促進するため、著作権及びその他の知的財産による保護と並び特許権による保護に依拠しています。現在、特許庁の特許制度研究会が特許法改正の検討を始めており、更なるイノベーションの促進のための改正案を提案する可能性があるかと理解しています。具体的には、特許の質や権利行使の問題についても議論される可能性があるかと理解しています。この過程において、研究会は、強制実施の活用や差止の制限について検討する可能性があると思われます。BSAは、かかる制限の必要性を強く裏付ける具体的な事例がないまま、権利行使の制限を行うことについて懸念を有しています。BSAは、研究会及びその他の委員会が、関係当事者に対し、意見を述べるための十分な時間と機会を与えることを要望します。

BSAは、「知的財産推進計画2008」の見直しに関してコメントする機会に恵まれたことに感謝いたします。この件に関するご質問及びご連絡はBSAアジア地域担当副会長 Jeffrey J. Hardee (jeffh@bsa.org)までお寄せください。

以上